

【市町村提案型事業①】 荒廃した里山・平地林の整備 事業案

事業名	事業内容						
	事業趣旨	区分			作業内容(支援対象経費)	補助率等	要件
荒廃した 里山・平地林 の整備	【現状・課題】 ○かつて人の生活と密接な関連があった「里山・平地林(竹林を含む)」は、燃料や資材等に利用されなくなり密生化が進み、<u>森林の公益的機能が十分に発揮されていない</u>。 【趣旨・目的】 ○市町村と地域住民やNPO・ボランティア団体との協働による地域に根ざした整備が必要。 ○そのため、<u>地域の活動を支援し、助長することにより</u>、公益的機能の維持増進を図り、安全・安心な生活環境を創造する。 ■県内の平地林面積 5,033ha 県全体の森林面積42.5万haの1.2%	地域活動推進 ＜間接補助＞	【間接補助事業者】 自治会、NPO・ボランティア団体等 (住民等が自ら行う事業が対象)	整備	・刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬、その他事務費(打合せ)	〈里山・平地林〉 上限280千円／ha	・市町村と土地権利者、事業実施者の3者により事業実施、維持管理及び転用等の権利制限(10年間)に関する協定を締結 ・整備事業、困難地整備支援事業は、同一地で1回 ・管理に対する助成は、本県民税事業実施期間内かつ最長5年 ・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可
				苗木購入	・高木性苗木 ・植栽は本事業の整備箇所を対象	上限300千円／ha	
				管理 (最長5年)	・刈払い、集積、積込み、運搬、その他の事務費(打合せ) [燃料費、需用費、トラック借り上げ料等]	上限80千円／ha	
		市町村による 地域支援	困難地整備支援	・刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等(現場管理費、一般管理費を含む) ※ 人家・道路等に近接した樹木の伐倒や掛かり木になりやすい危険箇所、立竹密度が高く重度の負担がある箇所のうち、住民等では整備が困難である箇所が対象 (市町村による業者請負を想定)	〈里山・平地林〉 上限500千円／ha		
				〈竹林〉 上限2,700千円／ha			
			刈払機、粉碎機の購入	・市町村が保守管理し、貸与規定を整備して本事業に取り組む間接補助事業者 に貸与する場合が対象	【補助率3／4以内】		
〈刈払機〉 上限50千円／台							
〈粉碎機〉 上限2,800千円／台							

◎制度設計のポイント

- 地域における主体的、かつ継続的な森林整備を推進するため、「住民参加」を第一と考えた制度設計
- 補助単価等の設定においては、他県の制度との均衡を考慮